第４期富士見市
障がい者支援計画

概要版

障がいのある人もない人も、
ともに生き、ともに支えあうまち　ふじみ

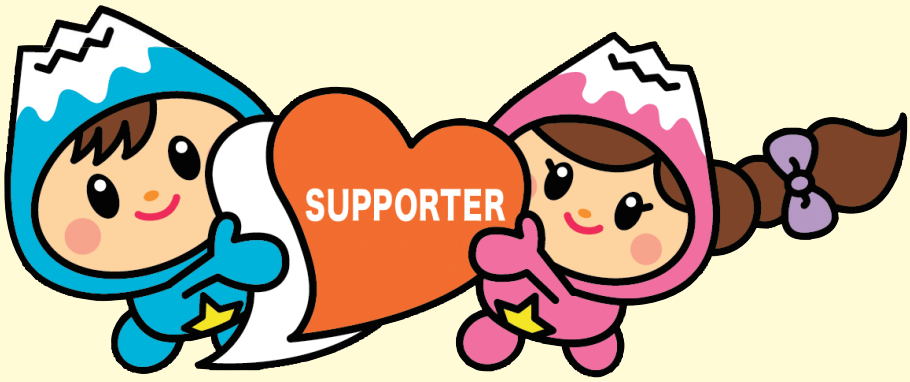

富士見市

計画策定の趣旨

国においては、障害者基本法や、障害者差別解消法など、国内法の整備が進められたほか、平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正予定となっており、障がい者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきているといえます。

この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向を踏まえ、富士見市におけるさらなる障がい福祉のまちづくりを推進するため、「第４期富士見市障がい者支援計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。

また、市の最上位計画となる「富士見市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「地域福祉計画」の基本理念や考え方を共有した計画として位置づけます。また、各種関連計画と調和を保った計画とします。

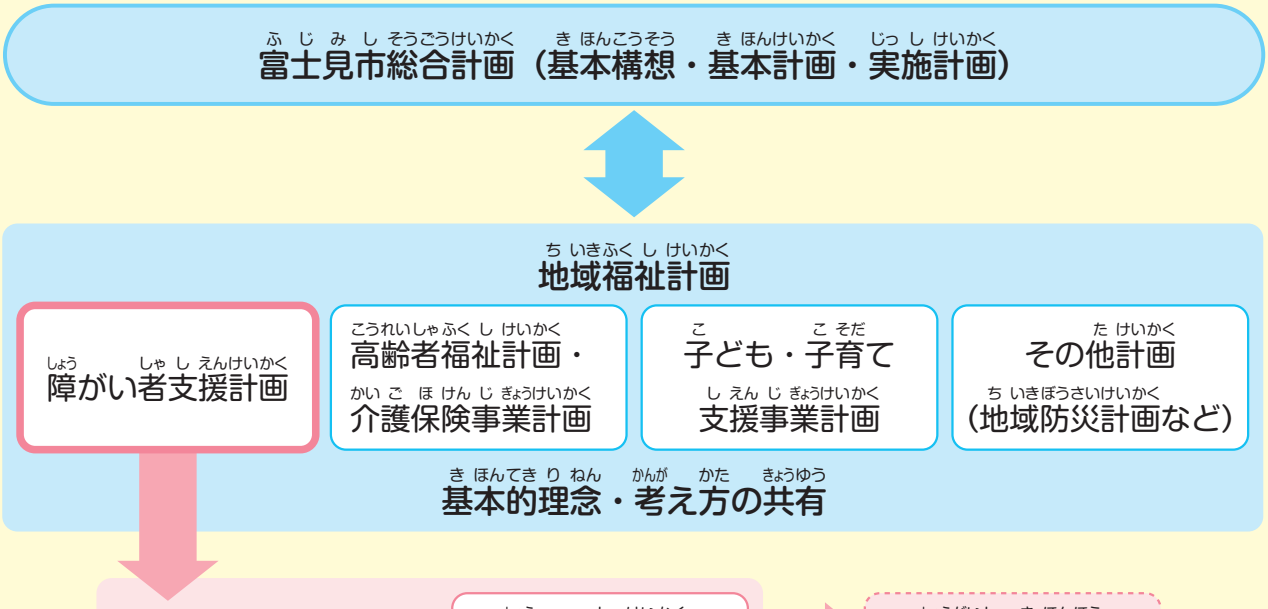

計画の対象

本計画においては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

計画の期間

本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの３か年とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第３期計画（第４次障がい者計画・第４期障がい福祉計画）			第４期計画（第５次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画）		

計画の基本理念

これまで、富士見市では、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャルインクルージョン及びユニバーサルデザインの理念に基づいた「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者支援施策を進めてきました。

本計画では、前回計画の考え方を踏襲しながら、障がいのある人もない人も、互いを理解し、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げることとします。

障がいのある人もない人も、

ともに生き、ともに支えあうまち　ふじみ

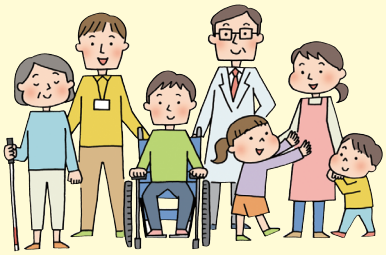

施策の展開

基本目標	施策の方向
1 理解と交流の促進	1 障がいのある人への理解と交流の促進 2 当事者参画の推進
2 相談・情報提供・権利擁護の充実	1 相談体制の強化 2 情報提供の充実 3 権利擁護の推進
3 保健・医療サービスの充実	1 精神保健・難病疾患などへの支援 2 歯科保健の充実
4 福祉サービスの充実	1 日常生活支援の充実 2 外出支援の充実 3 住まいの充実
5 障がい児支援の充実	1 早期発見と療育の推進 2 障がい児保育の推進 3 学校教育の充実 4 放課後支援の充実
6 社会参加支援の充実	1 雇用・就労支援の充実 2 生涯学習支援の充実 3 スポーツ活動の推進
7 安心して暮らせるまちづくり	1 施設などのバリアフリーの推進 2 道路環境の整備 3 市内循環バスの充実 4 緊急時連絡体制の強化 5 防災・防犯体制の強化

障害福祉サービスの推進

平成32年度の目標値（成果目標）

施設入所者の地域生活への移行

- 平成28年度末時点の施設入所者数97人の9.3%（９人）を平成32年度末までに地域生活へ移行します。
- 平成32年度末時点の施設入所者数について、平成28年度末時点の実績を維持します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場について、広域的な協議の場の設置を含めた検討を行います。

障がい者の地域生活の支援拠点

- 国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制づくりについて、広域的な拠点を目指し、１か所設置します。

福祉施設から一般就労への移行

- 平成32年度末までに、福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の８人から1.5倍の12人にします。
- 平成32年度末までに、就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者の26人から1.3倍の34人にします。
- 平成32年度末までに、市内の就労支援事業所の就労移行率を３割以上とします。
- 就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を80%以上とします。

障がい児支援の提供体制の整備等

- 平成32年度末までに、市内に児童発達支援センターが１箇所以上設置されているものとします。
- 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を確立します。
- 平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各１箇所以上設置します。
- 平成30年度末までに、医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設置します。

障害福祉サービスの見込み量

	サービス名		単位	30年度	31年度	32年度
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援		時間／月	3,683	3,761	3,839
			実人／月	143	149	154
日中活動系サービス	生活介護		人日／月	3,659	3,861	4,062
			実人／月	191	203	216
	自立訓練（機能訓練）		人日／月	19	20	21
			実人／月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）		人日／月	67	77	75
			実人／月	5	6	6
	就労移行支援		人日／月	482	505	528
			実人／月	30	32	34
	就労継続支援（A型）		人日／月	277	284	290
			実人／月	19	20	22
	就労継続支援（B型）		人日／月	2,118	2,205	2,291
			実人／月	124	129	135
	就労定着支援		実人／月	0	2	5
	療養介護		実人／月	8	9	9
	短期入所（ショートステイ）	福祉型	人日／月	190	190	190
			実人／月	16	16	16
		医療型	人日／月	10	18	20
			実人／月	2	3	3
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）		実人／月	42	47	52
	施設入所支援		実人／月	97	97	97
	自立生活援助		実人／月	0	3	5
相談支援	計画相談支援		実人／月	77	79	81
	地域移行支援		実人／月	0	0	1
	地域定着支援		実人／月	0	0	1

障害児通所支援等の見込み量

サービス名	単位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日／月	650	670	690
	実人／月	65	67	69
放課後等デイサービス	人日／月	1,488	1,656	1,824
	実人／月	124	138	152
保育所等訪問支援	人日／月	14	15	16
	実人／月	9	10	11
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	3	6
	実人／月	0	3	6
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
障がい児相談支援	実人／月	34	40	48
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	0	1

地域生活支援事業の見込み量

	サービス名	単位	30年度	31年度	32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
	自発的活動支援事業	有無	無	無	有
	相談支援事業				
	相談支援事業	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有
	相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	有
	成年後見制度利用支援事業	人数	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有
	意思疎通支援事業（年間件数）				
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	649	660	669
	手話通訳者設置事業	人数	0	0	1
	日常生活用具給付等事業（年間件数）				
	介護・訓練支援用具	給付件数	1	1	1
	自立生活支援用具	給付件数	14	14	14
	在宅療養等支援用具	給付件数	12	12	12
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	27	27	27
	排泄管理支援用具	給付件数	2,009	2,012	2,014
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	講習修了見込み者数	20	20	20
	移動支援事業	人数	90	94	97
		時間	1,178	1,204	1,230
	地域活動支援センター事業	箇所	0	0	1
		人数	2	2	2
任意事業	日中一時支援	人数	49	53	57

「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、さまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある方と共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

富士見市では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、さまざまな種別の障がいを知ることからはじめます。

障がいを知ることにより、障がいのある方が日常生活で困っていることを理解します。

そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、誰でもなることができます。

「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。

「障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまち　ふじみ」の実現に向けて

平成28年４月１日から障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）がスタートしています。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあえるよう、市民みんなで取り組んでいきましょう。

障がいを理由とする差別をなくしていくために…

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人について理解を深め、誤解や偏見から生じる好ましくない対応、態度をなくしていく必要があります。

そして、障がいのある人が生活するうえで必要な配慮を行うことが大切です。

正当な理由もなく、ただ障がいがあるというだけで、サービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることは好ましくありません。

たとえば…

- ◆障がいを理由にレストランの入店を断る。
- ◆障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- ◆学校の受験や、入学を拒否する。

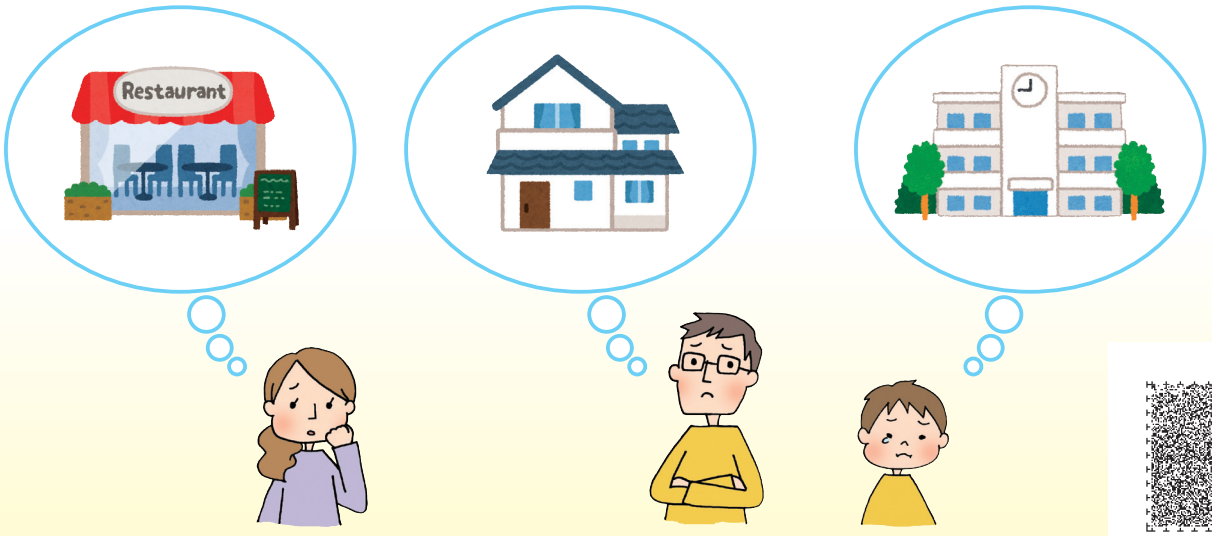

障がいのある人への必要な配慮（合理的配慮）を進めていくために…

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活を送ることができるよう、障がいの特性に合わせた配慮をすることが必要とされています。

たとえば…

◇段差がある場合はスロープなどを使って補助する。

◇聴覚障がいの人に対して、手話や要約筆記など、伝わりやすい手段をとる。

◇障がいのある人が働きやすいよう、職場の配置や環境、勤務条件などを柔軟に変更する。

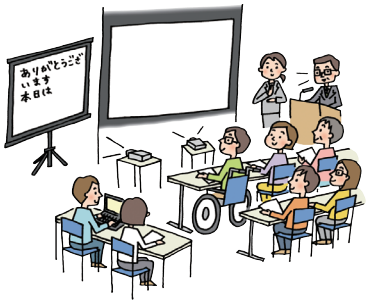

障がいのある人に関するマーク

障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、さまざまなマークがあります。

障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられているマークです。

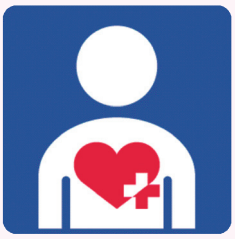

ハートプラスマーク

「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に障がいがある人」を表すマークです。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

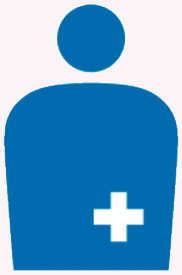

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。

ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

子ども車いす

外観ではベビーカーと判別しにくい“子ども車いす”、または心身障がい児などが車いすとしての用途で利用しているベビーカーを判別するためのマークです。

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

第４期富士見市障がい者支援計画

【概要版】

平成30年３月

富士見市　健康福祉部　障がい福祉課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電　話　049-251-2711（代表）

ＦＡＸ　049-251-1025